

議案第72号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のとおり制定する。

令和元年12月2日提出

加西市長 西村 和平

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条及び第24条（見出しを含む。）中「夜勤手当」を「夜間勤務手当」に改める。

第35条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第35条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。

(加西市職員等旅費条例の一部改正)

第2条 加西市職員等旅費条例（昭和42年加西市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 職員 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項に規定する職員をいう。

(職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和42年加西市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第7条中「給料の月額」の右に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額)」を加える。

(加西市職員互助共済制度に関する条例の一部改正)

第4条 加西市職員互助共済制度に関する条例（昭和42年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「適用を受ける者をいう。」の右に「ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に定める会計年度任用職員を除く。」を加える。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第5条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年加西市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

(加西市職員定数条例の一部改正)

第6条 加西市職員定数条例(昭和43年加西市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「職員をいう。」の右に「ただし、第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年加西市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とする。

(加西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 加西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年加西市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「企業職員」とは、加西市水道事業に従事する職員で、常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)、同法第28条の4第1項又は第28条の5第1項に規定する再任用職員(以下「再任用職員」という。)及び加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年加西市条例第1号)第4条に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)をいう。

本則に次の1条を加える。

(給与の種類及び基準)

第3条 企業職員の給与の種類及び基準については、常時勤務を要するもの、再任用職員及び任期付短時間勤務職員においては、一般職の職員の給与に関する条例(昭和42年加西市条例第38号)の規定を、会計年度任用職員においては、加西市会計年度任用職員の

給与及び費用弁償に関する条例（令和元年加西市条例第 号）の規定を準用する。

- 2 前項において、加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を準用した場合は、第 1 条における給与とは、給料、通勤手当、時間外勤務手当及び期末手当をいう。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 9 条 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年加西市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 29 条第 1 項」の右に「並びに加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年加西市条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第 10 条第 1 項及び第 19 条第 1 項の規定により準用する給与条例第 29 条第 1 項」を加え、同条第 2 項中「育児休業をしている職員」の右に「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第 8 条中「育児休業をした職員」の右に「（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第 18 条第 2 号中「（昭和 25 年法律第 261 号）」を削る。

第 20 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、会計年度任用職員給与条例第 5 条の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員（地公法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に定める会計年度任用職員をいう。）についてはその勤務しない 1 時間につき同条例第 12 条に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額を、パートタイム会計年度任用職員（地公法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員をいう。）については同条例第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額を減額して支給する。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 10 条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 13 年加西市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条を次のように改める。

（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等）

第 20 条 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらずその職務の性質等を考慮して、別に規則で定める。

(加西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第11条 加西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年加西市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員を除く。)」を「(短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)」に改める。

(加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年加西市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」の右に「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法」を加え、同条第3項中「夜勤手当」を「夜間勤務手当」に改める。

第10条(見出しを含む。)中「夜勤手当」を「夜間勤務手当」に改める。

第19条中「地方公営企業等の労働関係に関する法律」の右に「(昭和27年法律第289号)」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第21条を次のように改める。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第21条 第5条、第6条、第12条、第13条及び第16条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

(加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第13条 加西市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成22年加西市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

(審議資料)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、懲戒や分限処分の手続、育児休業等の規定について会計年度任用職員に対応した内容とするため、所要の改正を行うもの。